

海陽町学校再編基本計画

海陽町教育委員会

令和 6 年 3 月

目 次

1	はじめに	1
	(1) 計画の背景	1
	(2) 計画の期間	1
2	海陽町の現状と見通し	2
	(1) 将来人口の推移	2
	(2) 児童生徒数と学級の推移	3
	(3) 児童生徒数の将来的な見込み	4
	(4) 小・中学校の立地状況	5
	(5) 小・中学校の施設の状況	6
	(6) 小・中学校の学校規模の状況	8
3	適正規模・適正配置に関する基本的な考え方	9
	(1) 4つの視点	9
	(2) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題について	12
	(3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響について	13
	(4) 小・中学校の適正な規模	14
	(5) 小・中学校の適正な配置	15
4	海陽町の学校のあり方	16
	(1) 小学校と中学校の学校数(体制)と再編の方針	16
	(2) 小規模校を存続させる場合の教育の充実について	18
	(3) 小規模校のデメリットを解消・緩和する方策	19
	(4) 再編統合の進め方について	19
5	規模適正化・適正配置を進める上で留意すべき事項について	20
	(1) 関係者の理解・協力・合意形成を図っていくことについて	20
	(2) 学校統合の場合の児童生徒の環境変化への対応について	20
	(3) 通学時間、距離が長くなることに対する対応について	20
	(4) 地域コミュニティの核としての配慮について	21
	(5) 学校と地域との関係を維持する取組について	21
	(6) 学校施設の整備について	21
	(7) 部活動について	22
	(8) 放課後子ども教室について	22
	(9) 教職員について	22
	(10) 学校の統廃合に伴う跡地の活用について	22
	資料編	23

Ⅰ はじめに

（１）計画の背景

近年、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、文部科学省では、地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模について、各自治体における主体的な検討を促進する趣旨の下、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（以下「国の手引き」という。）を策定し、小規模校・大規模校のそれぞれの特性や課題、学校規模の適正化の必要性を掲げています。

本町においても、少子化に伴い児童生徒数が年々減少傾向にある中、小・中学校において小規模化が進んでいます。

このような状況においては、小規模校では集団活動が制限されるとともに、多様な意見に触れる機会が少なくなることで、児童生徒の教育環境に様々な影響を及ぼしていると懸念されます。

国の手引きにおいても、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模の確保が重要視されており、学校の適正規模及び適正配置の取組は喫緊の課題といえます。

このような背景を踏まえ、本町教育委員会では、令和 4 年に小・中学校の教職員、保護者を対象にした「海陽町学校のあり方に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施し、「海陽町学校のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置、本町における今後の学校のあり方について様々な視点から議論を重ねていただき、令和 5 年 3 月に答申を受けました。

本町教育委員会では、アンケート調査の結果や、委員会答申の趣旨を尊重し、次の時代を担う「生きる力」を育む上で、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を図ることを目的とし、ここに「海陽町学校再編基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

（２）計画の期間

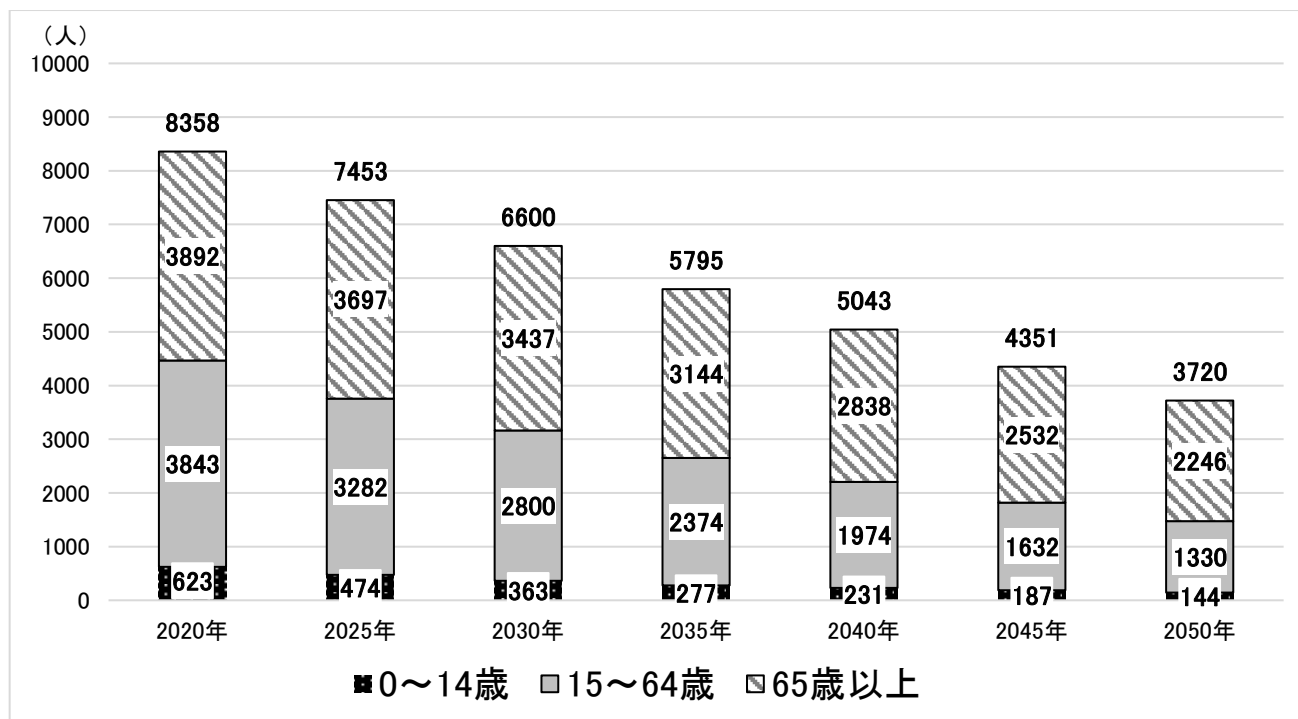
本計画は 10 年計画とします。

計画期間：令和 6（2024）年度～令和 15（2033）年度

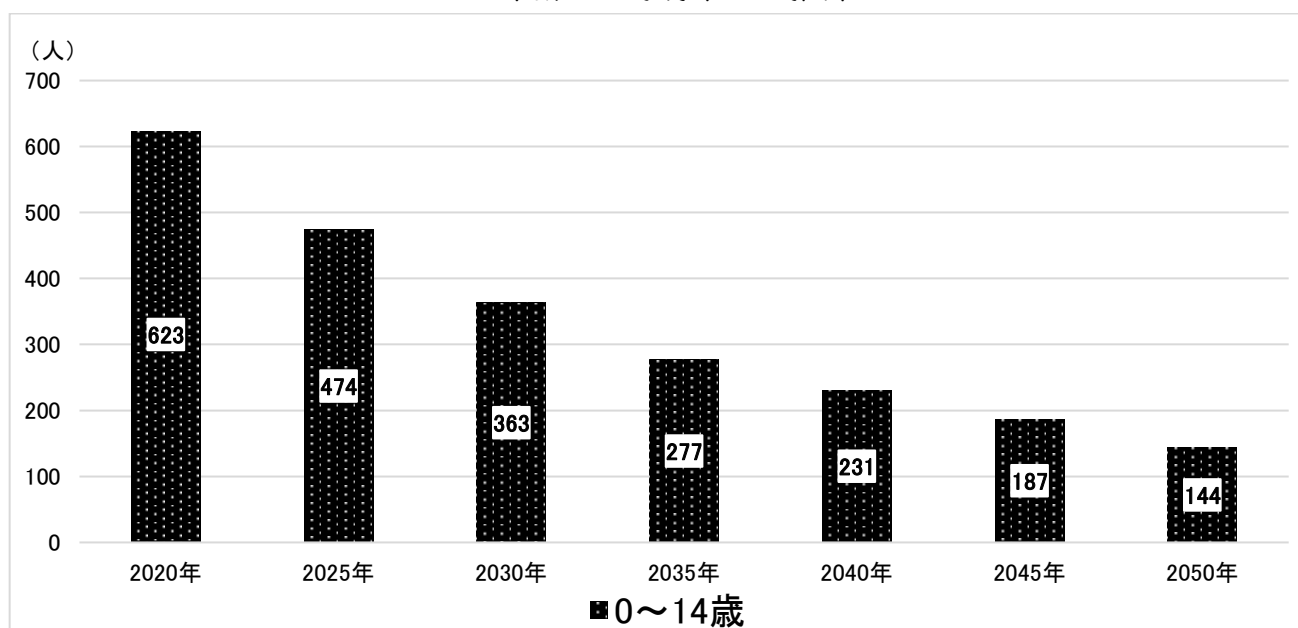
2 海陽町の現状と見通し

(1) 将来人口の推移

本町では、今後も少子高齢化が進行し、また総人口は、2020年の8,358人から、2050年には55.5%減の3,720人まで減少する見込みです。特に年少人口にいたっては、2020年の623人から、2050年には76.9%減の144人まで減少する見込みとなっています。



■ 年齢3区分将来人口推計



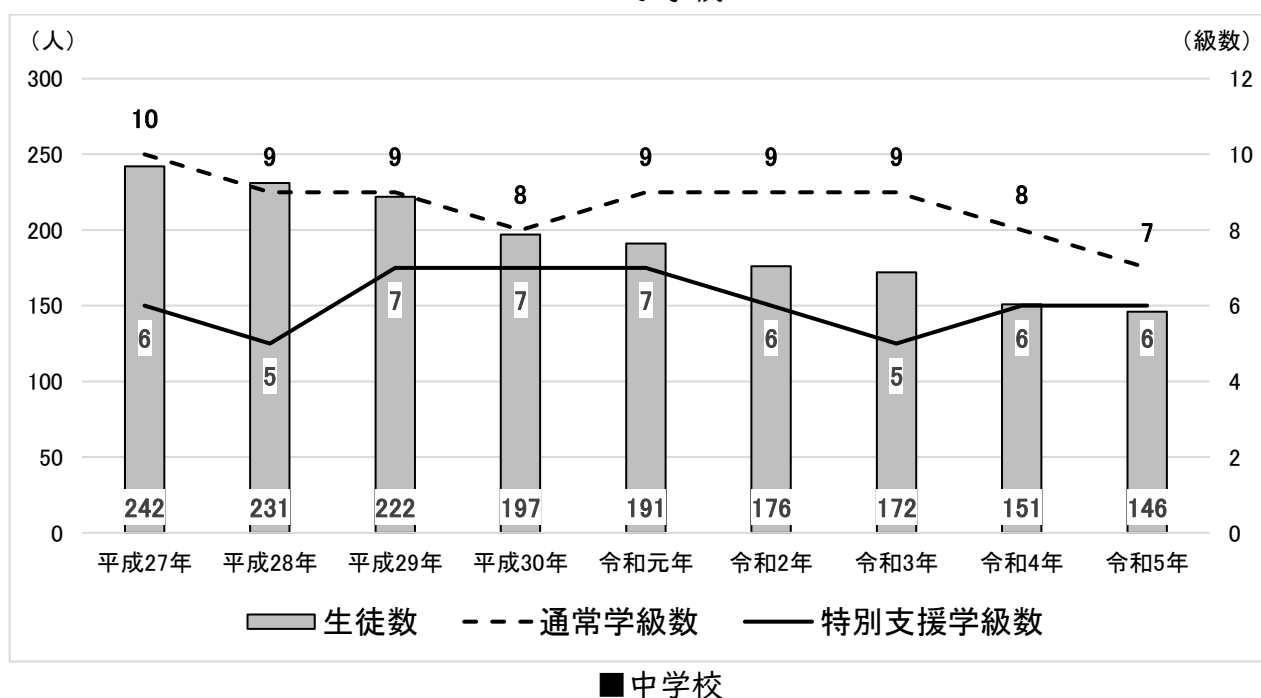
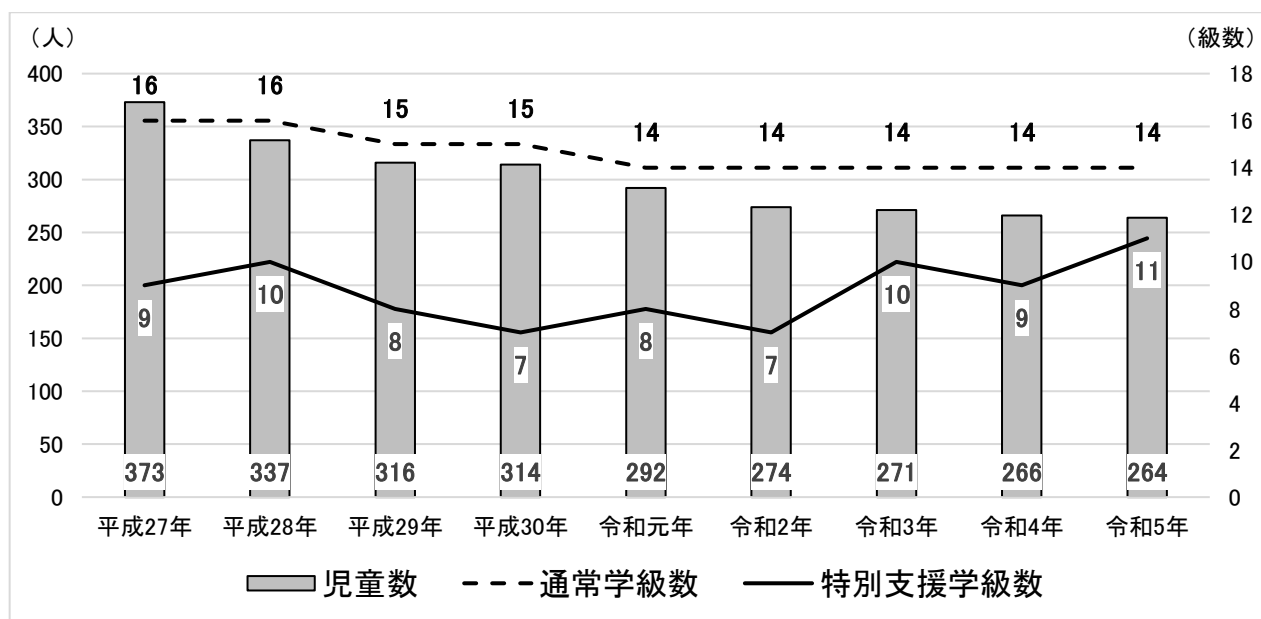
■ 年少人口将来人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 児童生徒数と学級数の推移

小学校の児童数及び通常学級数については、年々減少傾向にあります。特別支援学級の数については、増加傾向にあります。児童数について、平成27年は373人、今後も、児童数及び通常学級数は、減少することが予想されます。

中学校の生徒数及び通常学級数についても、年々減少傾向にあります。特別支援学級の数については横ばい傾向にあります。しかしながら、小学校の児童数の推移から、生徒数及び学級数は今後益々減少していくことが予想されます。

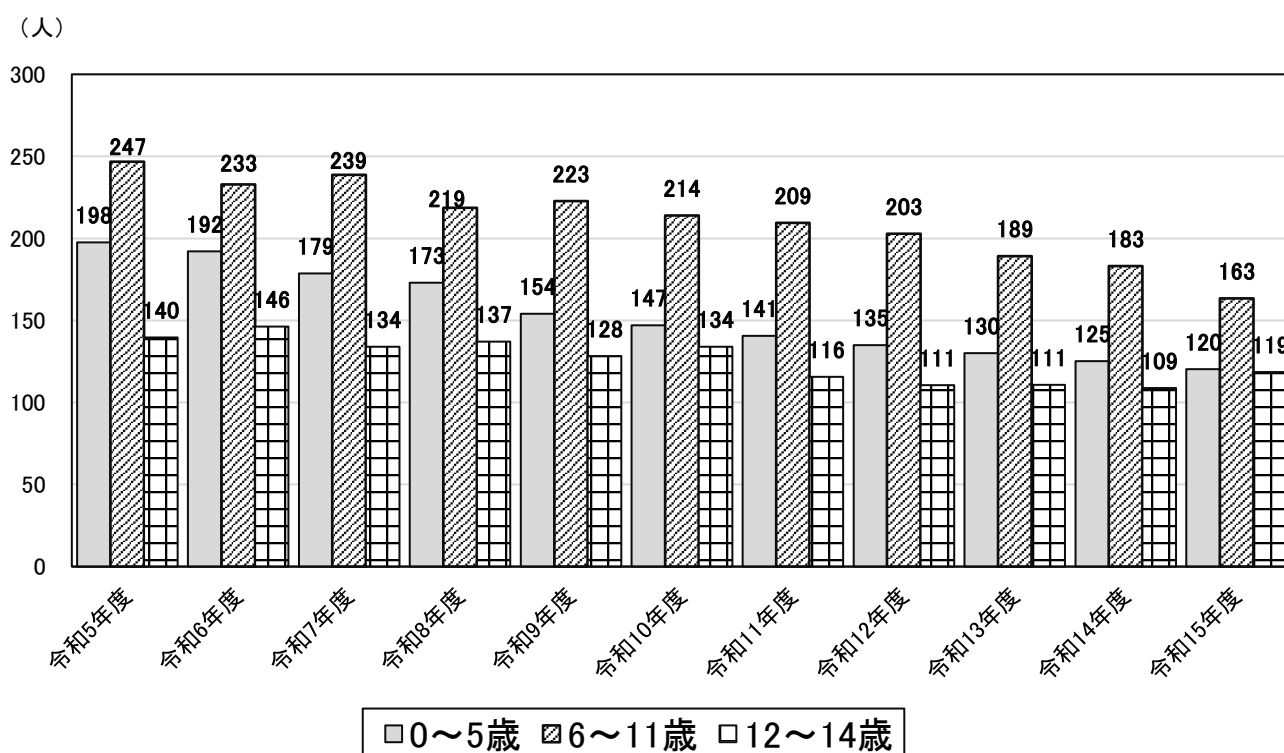


出典：学校基本台帳

(3) 児童生徒数の将来的な見込み

児童生徒数について、小学校児童数（6～11歳）は、令和12年度には203人程度に、さらに令和15年度には163人程度になると見込まれ、令和5年度と比較すると84人減少する見込みとなっています。これは、現在の児童生徒数と比べると、34.0%減少することになります。

中学校生徒数（12～14歳）は、令和12年度には111人程度に減少し、令和15年度には119人程度に微増になると見込まれますが、令和5年度と比較すると21人減少する見込みとなっています。これは、現在の児童生徒数と比べると、15.0%減少することになります。



※児童生徒数の将来推計については、住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出している。

(4) 小・中学校の立地状況

本町は平成18年に海南町、海部町、穴喰町の合併により、海陽町が発足し現在に至っています。合併前は、海南町に小学校3校、中学校1校、海部町に小学校1校、中学校1校、穴喰町に小学校1校、中学校1校が立地していました。合併後の平成23年に、海南小学校、浅川小学校、川上小学校が統合し海南小学校が開校、海南中学校と海部中学校が統合し海陽中学校が開校しています。

現在は、海南地区には海南小学校、海陽中学校、海部地区には海部小学校、穴喰地区には穴喰小学校、穴喰中学校が立地しています。

海南・海部地区は、小学校が2校、中学校が1校立地し、穴喰地区は、小学校が1校、中学校が1校立地しています。海陽中学校と穴喰中学校の距離は約10kmとなっています。



※地盤高はすべて建物の1階の高さを表記。高さはTP(東京湾平均海面)

※津波及び高潮時の指定避難所は、海南小、海陽中、穴喰中。



(5) 小・中学校の施設の状況

本町では、昭和 50 年代に建設された施設がほとんどで老朽化が進んでいます。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場と同時に、地域住民の社会体育や交流の場であり、また災害時における避難場所として指定されており、安全・安心な環境を確保する必要があります。

■学校施設一覧（小学校）

施設名	建物名	建築年度 (年)	経過年数 (年)	構造記号	延床面積 ㎡	備考
海南小学校	屋内運動場	1976	48	RC	770	新・改
	特別教室棟	1977	47	RC	659	新・改
	管理教室棟	1979	45	RC	2,369	新・改
	教室棟	2009	15	S	217	新
海部小学校	普通教室・特別教室棟	1981	43	RC	595	旧海部東小
	普通教室・特別教室棟	1981	43	RC	1,099	旧海部東小 新・改
	普通教室・特別教室棟	1981	43	RC	1,694	
	屋内運動場	1992	32	S	757	旧海部東小
宍喰小学校	普通・特別教室・管理棟	1986	38	RC	2,920	
	屋内運動場	1988	36	RC	938	

■学校施設一覧（中学校）

施設名	建物名	建築年度 (年)	経過年数 (年)	構造記号	延床面積 ㎡	備考
海陽中学校	普通管理教室棟	1978	46	RC	2,620	コンピュータ教室へ大規模改造
	普通管理教室(エレベータ)	1998	26	RC	30	大規模改造エレベーター
	普通管理教室棟(EV含む)	1978	46	RC	2,650	
	屋内運動場	1989	35	RC	1,616	新・改
	クラブハウス	1989	35	RC	184	クラブハウス
	屋内運動場(クラブハウス含む)	1989	35	RC	1,800	
	特別教室棟	2010	14	W	424	
穴喰中学校	教室棟	1971	53	RC	1,000	
	教室棟	1972	52	RC	1,206	
	教室棟	1971	53	RC	2,206	
	屋内運動場	1975	49	RC	952	
	管理棟	1980	44	RC	468	

■学校施設一覧（その他）

施設名	建物名	建築年度 (年)	経過年数 (年)	構造記号	延床面積 ㎡	備考
海陽幼稚園	幼稚園棟	2007	17	W	971	
穴喰学校給食センター	給食センター	2003	21	S	480	
海陽学校給食センター	給食センター・車庫	2017	7	S	602	

※経過年数は、令和6年1月を基準年として建築年度から経過した年数。

※構造記号：RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

(6) 小・中学校の学校規模の状況

学校規模について、学校教育法施行規則等により、小・中学校ともに 12 学級以上 18 学級以下が標準とされ、学級数により過小規模から過大規模までの 5 段階に区分されています。令和 5 年度における本町の小・中学校を分類すると、本町には過小規模校のみとなっています。

学校名		使用教室数		余り教室数	
		普通	特別支援	普通	特別支援
小学校	海南	6	5	7	7
	海部	4	2	4	5
	穴喰	6	3	4	7
中学校	海陽	4	3	5	12
	穴喰	3	2	2	15

学校名		令和 5 年度 1 学級当たり平均人数	令和 5 年度 1 人当たり面積	1 学級 35 人の 1 人当たり面積
				普通教室
小学校	海南	18 人	2.7 m ² /人	1.4 m ² /人
	海部	複式学級 7 人	9.0 m ² /人	1.8 m ² /人
	穴喰	13 人	4.8 m ² /人	1.8 m ² /人
中学校	海陽	38 人	1.3 m ² /人	1.4 m ² /人
	穴喰	13 人	3.5 m ² /人	1.3 m ² /人

3 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

(1) 4つの視点

1) 教育的視点

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎・資質を養うことを目的としています。このため、学校では単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

そうした教育を十分に行うためには、以下の項目において教育的な視点で、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することは重要となります。

【集団による教育の充実】

- ・本町の学校は、子どもたちが集団の中で多様な考えに触れながら、次代に求められる確かな学力を修得できることに加え、社会性や規範意識を育むことができる環境が求められています。社会の変化に対応しながら次代を生きる力を育成することが重要です。

【小中一貫教育の推進】

- ・児童生徒数が減少する中でも、現在実施しているチェンスクール方式※を継続あるいは導入するなどの方策を立て、子どもたちの成長段階に応じた、小中学校の9年間を見通した教育を計画的・系統的に行っていくことで、小中学校の教職員の連携や学校間の行事連携をさらに充実させ、小中一貫教育を進めていきます。

【中学校の部活動】

- ・令和5年度に設置した部活動の地域移行を検討する協議会の動向を踏まえて、部活動を推進する学校体制を整えることとします。
- ・また、地域総合型スポーツクラブ※等地域の施設と連携する方策を検討します。
- ・前述を踏まえ、生徒が部活動を選択する幅を広げられることから、穴喰中学校と海陽中学校を統合して一つの中学校にすることで、規模を大きくすることが適切であると考えます。

【スクールバス】

- ・再編により通学が遠距離になる児童生徒に対しては、スクールバスの導入など、通学手段を確保します。
- ・通学時間を1時間以内とするために、公共交通との連携を図ります。
- ・新しく通学路となる箇所を把握し、既存の通学路と併せて整備を行い、通学における安全性を確保します。

【教職員の働き方】

- ・きめ細やかな指導ができる適切な教職員配置を目指し、かつ、教員の資質・能力向上のための人材育成に取り組めます。そのためにも教員が効果的・効率的に授業や研修、さまざまな校務を行う事ができるように再編統合により規模を大きくすることで、働きやすく、充実した指導のできる組織体制と施設環境を整備します。

2) 地域連携の視点

【地域と学校の交流】

- ・児童生徒や教員が地域の人と交流し、地域の資源や地域の行事を通じて、郷土の理解を深めるため、地域と一緒に再編統合後の学校づくりを進めていきます。

【コミュニティ・スクール※】

- ・本町では、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を導入しており、地域、家庭、学校がみんなで子どもを育てる取組を進めてきました。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、定期的に開催し、学校と保護者及び地域住民と学校運営や児童生徒の状況に関する情報交換や地域の教育力を生かした活動を行っています。この取組は再編統合後の新しい学校にも生かし、更に充実させていきます。

【放課後子ども教室】

- ・子どもたちの健全育成や放課後の居場所づくりを推進する観点から、再編統合後の小学校において学校敷地内での放課後子ども教室の実施を基本とします。また、地域と連携し、必要な指導員数の確保とともに、研修等の充実による指導内容の質の向上を図ります。

3) まちづくりの視点

【安心安全な学校】

- ・児童生徒、教職員等が安心して学校生活を送れるよう、自然災害の脅威である津波等に対して安全な場所とし、再編統合に合わせ津波等への被害を想定した、学校の位置を検討し、防災機能の充実を図る学校施設を整備します。
- ・学校が地域の防災拠点としての機能を確保し、地域の防災まちづくりや防災教育を通じて、地域と学校の交流を深めていきます。

【地域の未来を担う子どもを育てる学校】

- ・地域から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）へ参画できるよう働きかけ、地域と学校のコーディネーター的役割を担い、児童生徒が地域に出向いて、地域ふるさと学習を実践し、地域の未来を担う子どもたちを地域と学校が一緒になって育てていきます。

4) 学校施設の適正化の視点

【行財政改革プラン】

- ・学校施設の経年劣化により修繕、更新が増えてきます。今後、町の財政状況が厳しくなることが予想される中で、「海陽町行財政改革プラン」に参酌し、教育環境と経費の両面でバランスがとれた効果的な教育体制の構築を行い、学校の統合再編後も施設の長寿命化計画に基づく施設整備を進めていきます。
- ・再編統合により学校位置を検討する際には、施設の長寿命化計画の方針に参酌するとともに、学校施設の安全性等多様な面で学校施設のあり方を検討し、高台移転等必要に応じた対策についても財政面での検討を進めていきます。

【再編統合後の跡地利用】

- ・再編統合後の学校跡地利用については、地域のコミュニティ拠点としての利活用を図り、社会教育の場として維持していきます。

(2) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題について

学校の学級数が少ないことで考えられる学校運営上の課題には次のものが考えられます。

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動や行事の教育効果が下がる。
- ⑥体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑦単学級では学年を一人の教員で運営することになり、指導計画、評価計画、教材研究等を全て個人作業で行うことになる。また、共同研究が難しく、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくなることがある。
- ⑧校務分掌や地域社会との連携、教育委員会等への調査報告等で教員一人当たりの役割が相対的に多くなる。
- ⑨緊急応対時や学校経営に問題等が生じた場合、他の教員による支援体制を構築することが難しくなることがある。

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級※となる場合には、直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ①教員に特別な指導技術が求められる。
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
- ④実験、観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上に制約が生ずる可能性がある。

(3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響について

学級数が少ないことにより生じる学校運営上の課題は、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、児童生徒には次のような影響を与える可能性があります。

- ①集団の中で自己主張や他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい。
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③協働的な学びの実現が困難となる。
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥進学等の際には大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑦多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。

(4) 小・中学校の適正な規模

望ましい学校規模について、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、小学校では複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）が必要であり、また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）が望ましいとされています。中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要であり、また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上確保することが望ましいとされています。

さらに学校教育法施行規則では、小学校、中学校の標準学級数を12学級以上18学級以下と定めています。（ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではない。）

望ましい1学級当たりの児童生徒数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、令和3年4月に改正義務標準法が施行されたことに伴い、今後、段階的に学級編制の標準が引き下げられて35人学級となります。

そこで、本町の小学校は、児童生徒にとって、クラス替えを通じてさまざまな人間関係が生まれ、そこから多様な価値観・学習意欲・よい意味でのライバル意識が芽生えるための環境整備が必要です。ただし、クラス替えができなくても、1クラスあたり20名程度が望ましいと考えられます。さらに教員にとって、一つの学年に複数の学級があることは教員相互の研修が可能となるほか、適正な校務分掌を図ることが可能となります。

中学校は、教科担任制であることから、各教科に専門の教員を確保することが必要となります。同じ教科を担当する教員を複数配置することにより、多様な学習・指導形態がとりやすく、指導方法の向上を図ることができます。

	小学校	中学校
学級数	1学年2学級以上 (12学級以上)	1学年2学級以上 (6学級以上)
学級人数	35人 (1学級18人～35人)	35人 (1学級18人～35人)
複式学級人数	16人	8人
特別支援学級人数	8人	8人

(5) 小・中学校の適正な配置

学校の適正配置にあたっては、国の基準では適正な規模の条件として、通学距離が「小学校ではおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内」とされており、通学時間については「おおむね1時間以内」を目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当とされています。

学校の統廃合時には、通学距離が遠距離になることが予想されることから、交通安全や交通事情を考慮し、スクールバスの導入などの支援策の検討も必要になってきます。

	小学校	中学校
通学距離	4 km 以内	6 km 以内

4 海陽町の学校のあり方

(1) 小学校と中学校の学校数（体制）と再編の方針

◎学校規模の維持並びに教育内容の充実を図る

学校の小規模化はメリットもありますが、児童生徒が学習を通して知識や技能を身につけるだけでなく、集団の中で互いに関わり合い、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うこと、また切磋琢磨し合うことを通して思考力や判断力、問題解決能力、さらには社会性等を身につけるという点で教育条件としてのデメリットが大きくなります。そのため、児童生徒数の減少が見込まれることから、学校を再編統合してクラス替えが可能となる学校規模にすることが必要であると考えます。ただし、クラス替えができなくても、1クラスあたり20名程度が望ましいと思われます。

◎学校施設の整備について

町内の小中学校の校舎は築40年以上経過しており、学校施設の長寿命化計画に基づき老朽化対策は大きな町財政の課題となっています。小中学校を再編統合するにあたり、自然災害に対する安全性の確保と快適な学校生活を送ることができる校舎でなくてはなりません。また、ICT教育に対応し、次代を担う学校教育に対応可能な設備を備えていることも必須となります。校舎の整備については、長寿命化計画に基づき改修や改築、あるいは新築など様々な方法の中から最適な方法により整備することが望ましいと考えます。

◎まずは2校2校体制へ移行する

小学校の再編統合は、児童の通学距離、統合した場合の学校規模を考えると、町内の地域を海南及び海部地域と穴喰地域の二つに分けて、小学校2校、中学校2校体制へ移行することが適切であると考えます。

海部小学校と海南小学校を統合し、海陽中学校区を1つの小・中学校へ編制し、穴喰小学校と穴喰中学校はそのまま穴喰中学校区とすることが適切であると考えます。両中学校区において、チェーンスクール方式を継続あるいは導入する等の方策を立て小中一貫教育を推進していく体制が望ましいと考えます。

海南及び海部地域は、学校の敷地の広さや活用できる教室数などの規模を想定すると海南小学校の位置で統合が望ましいと考えます。

中学校の再編は、小学校の再編を考慮し、現在の海陽中学校と穴喰中学校の2校体制が望ましいと考えます。

◎続いて１校１校体制へ移行する

中学校は、部活動について考慮することが必要であります。学校を統合して規模を大きくすることにより生徒が部活動を選択する幅を広げられることから、町内の２中学校を統合して一つの中学校にすることが適切であると考えます。

また、穴喰地域は、穴喰中学校の生徒数の減少が見込まれる中、複式学級にしないように海陽中学校と統合することが適切と考えます。併せて、海南小学校と海部小学校の再編統合後の新設校と穴喰小学校を統合して一つの学校とすることが適切であると考えます。

しかしながら、一つの中学校に統合するにあたり、小学校２校の２校１校体制の段階を踏んで、１校１校の体制へ移行することについても考慮することが望ましいと考えます。

１校１校体制へ移行する際には、津波等の自然災害に対しての安全性の配慮を十分踏まえるものとし、学校の位置を高台へ新設する等やパッケージデザインの検討を行う事が望ましいと考えます。

(2) 小規模校を存続させる場合の教育の充実について

地理的な要因や地域の事情により、統廃合によって適正な規模で進めることが困難な場合や、小規模校を存続させることが必要な場合が考えられます。その場合、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を講じる必要があります。

1) 少人数を生かした指導の充実

小規模のメリットを最大限に生かし、以下のような取組を行うことが考えられます。

- ・ きめ細かな指導や繰り返し指導の徹底として、個別指導や補習の継続的な実施や、学習内容の定着のための十分な時間の確保など、修業年限全体を通じて総合的に実施する。
- ・ 総合的な学習の時間において、個々の児童生徒に応じた学習課題を設定し、複数年にわたり徹底的に追究させる。
- ・ 各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、より積極的な意見交換をさせる。
- ・ 学校全体での異年齢活動や協働学習を計画的に実施する。

2) 特色あるカリキュラムの編成等

教育課程特例校制度なども必要に応じて活用しつつ、校区の豊かな自然・文化・伝統等を最大限に生かし、体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れるなど、特別なカリキュラムを編成することも考えられます。

地域との連携として、例えば、地域のNPO、伝統文化の保存・継承団体などの協力を得て、教育課程外又は社会教育の枠組みの中で、校外学習、体験活動などを行い、そこで得られた成果を学校教育活動に環流させるといった取組も考えられます。

(3) 小規模校のデメリットを解消・緩和する方策

教育の機会均等を確保する観点から、小規模校であることのデメリットを解消したり、緩和したりする方策を講じることが極めて重要になってきます。

1) 一定の集団規模の確保

小規模校で不足しがちな社会性を育む機会や多様な意見に触れる機会を確保したり、様々な体験を積ませたりする必要があります。そのため、小中一貫教育の導入により全体として一定の集団規模を確保することや、保育園や公民館等と複合化することで、異年齢交流の機会を増やすこと等が考えられます。

2) 他の学校との取組

小規模校は同学年や学級内の児童生徒数が少ないために、切磋琢磨する環境を作りにくいという課題が指摘されています。そのような小規模校においても児童生徒に適度な競い合いの気持ちや向上心を育むためには、他の学校との合同授業や合同行事の実施等、意図的な取組を積極的に行う必要があります。

3) 教職員について

教職員数が少ないことに伴う様々な課題に対しては、県教育委員会の協力も得ながら、地域の実態に応じた工夫を講じる必要があります。

(4) 再編統合の進め方について

学校規模適正化・適正配置を進めていくにあたり、まず保護者や地域住民等に向けての説明会等を通じて、基本計画の考え方とともに、学校の現状や児童生徒数の見通し、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方についての共通理解を図ることが大切です。さらに、学校や地域の実状・ニーズ、望ましい適正規模・適正配置の方法等について意見交換を行うことが重要であり、そのような場を設けます。

保護者や地域住民との意見交換の結果を考慮し、また各地域の特性を考慮し、各学校の保護者や地域住民、学校関係者等の参加のもとで、3つの小学校区ごとに地元説明会を開催します。さらに、学校運営協議会を中心とした地域協議会（仮称）を設置し、適正規模・適正配置の方法や実施時期、校区における課題等の協議を進めていきます。

5 規模適正化・適正配置を進める上で留意すべき事項について

(1) 関係者の理解・協力・合意形成を図っていくことについて

学校規模適正化を進めるにあたっては、児童生徒の保護者、就学前の子どもの保護者、地域住民と協議の場を設けることが大切です。その協議の場において、危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有していくための丁寧な説明と十分な対話、関係者の十分な意向把握、関係者への検討状況のきめ細やかな情報提供を通じて、合意形成を図っていく必要があります。

(2) 学校統合の場合の児童生徒の環境変化への対応について

学校統合が行われた場合、急激な人数の増加に伴う児童生徒の戸惑いや不安をやわらげ、人間関係の構築に留意した学校運営に配慮する必要があるため、不安や悩みを把握するための相談体制やフォローする体制が必要です。

また、教育方針や教員配置、学校行事が急変することのないよう、学校行事、部活動、PTA等において事前の相互交流を頻繁に行うなど、統合前の学校運営を十分考慮し、円滑な学習環境づくりに配慮する必要があります。

(3) 通学時間、距離が長くなることに対する対応について

学校統合を行うことで、通学距離が長くなることにより、児童生徒が体力的にも精神的にも疲労することが想定されます。学校生活における学習意欲や様々な活動に影響を与えないように、スクールバスの導入など、通学手段を確保します。その場合、徒歩時間減少による体力の低下への対応や乗車時間の有効活用について検討が必要です。

また、通学時間を1時間以内とするよう、公共交通との連携も図ります。

さらに、通学路の安全確保についても特段の配慮が求められることから、学校や保護者はもとより、行政や地域が連携して点検や要注意箇所の把握・周知の徹底、登下校時の地域での見守り体制の整備など、児童生徒が安全安心に登下校できるよう十分な配慮が必要です。

(4) 地域コミュニティの核としての配慮について

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。特に、地域の防災拠点として、地域の防災まちづくりや防災教育を通じて、地域と学校の交流を深めていく必要があります。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。このため、今後、学校の統廃合等を検討するにあたっては、学校と地域との関わりや地域コミュニティに十分配慮することが重要であり、保護者や地域への丁寧な説明を行い、また、地域や町民の意見も聞きながら共通理解を進めていくことが重要となります。

(5) 学校と地域との関係を維持する取組について

本町の恵まれた自然環境の中で、各地域の教育資源を有効に活用し、各地域の行事との連携した教育活動を実施してきました。規模適正化により校区が変更となっても、現在の関係が維持していけるように地域と学校との繋がりが希薄しないよう十分な配慮が必要です。

本町では、学校運営協議会（コミュニティスクール）を導入しており、地域、家庭、学校が一体となって子どもを育てる取組を進めてきました。この取り組みは再編統合後の新しい学校にも生かし、教育理念や教育活動の共有化、関係促進を図っていくことが重要であり、地域から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）へ参画できるよう働きかけ、地域と学校のコーディネーター的役割を担い、児童生徒が地域に出向いて、地域ふるさと学習を実践し、故郷に誇りを持ち、地域の未来を担う子どもたちを地域と学校が一緒になって育てていきます。

(6) 学校施設の整備について

学校施設の経年劣化により修繕、更新が増えてきます。今後、町の財政状況が厳しくなることが予想される中で、「海陽町行財政改革プラン」に参酌し、教育環境と経費の両面でバランスがとれた効果的な教育体制の構築を行い、学校の統合再編後も施設の長寿命化計画に基づく施設整備を進めていきます。

再編統合により学校位置を検討する際には、施設の長寿命化計画の方針に参酌するとともに、学校施設の安全性等多様な面で学校施設のあり方を検討し、高台移転等必要に応じた対策についても財政面での検討を進めていきます。

また、ICT教育に対応し、次代を担う学校教育に対応可能な設備を備えていることも必須となります。

(7) 部活動について

海陽中学校と穴喰中学校の部活動は、それぞれ学校で異なる部活動もあることから、部活動を共有できるようになっています。一部の団体競技では、単独の学校でチーム編成ができないものもあり、両校の運動部活動を維持していくために合同チームを編成し、合同練習の移動手段のために両校に1台ずつ、部活動に利用できるバスを配備している現状です。

令和5年度に設置予定の部活動の地域移行を検討する協議会の動向を踏まえて、部活動を推進する学校体制を整えます。

また、地域総合型スポーツクラブ等地域の施設と連携する方策を検討していきます。

(8) 放課後子ども教室について

子どもたちの健全育成や放課後の居場所づくりを推進する観点から、再編統合後の小学校において学校敷地内での放課後子ども教室の実施を基本とします。また、地域と連携し、必要な指導員数の確保とともに、研修等の充実による指導内容の質の向上を図ります。

(9) 教職員について

きめ細やかな指導ができる適切な教職員配置を目指し、かつ、教員の資質・能力向上のための人材育成に取り組めます。そのためにも教員が効果的・効率的に授業や研修、さまざまな校務を行う事ができるように再編統合により規模を大きくすることで、働きやすく、充実した指導のできる組織体制と施設環境を整備します。

(10) 学校の統廃合に伴う跡地の活用について

学校施設は、防災拠点としての役割や地域における文化・スポーツ活動の拠点としての側面を持っていることから、統廃合による学校跡地の活用については、施設の状況や地域の意見を十分に考慮し、全町的な行政施策との調整を図りながら検討することとします。

6 資料編

(1) アンケート調査

■ 調査内容

区 分	保護者	町民
調 査 対 象	就学前児童や小・中学生の保護者	16歳以上
抽 出 方 法	全員	住民基本台帳より無作為抽出 (左記の保護者を除く)
調 査 期 間	令和4年6月23日～7月11日	令和4年6月23日～7月11日
配 布 数	557	500
調 査 方 法	学校配布、学校回収	郵送配布、郵送回収
有効回収数	307	213
有効回収率	55.1%	42.6%

※グラフの有効回答数 n=520 は、保護者 307 件と町民 213 件の合計。

■ 再編統合について（クロス集計）

◎小学校の再編・統合について

小学校の再編・統合については、海南地区と海部地区の意向は、「やむを得ない」となっています。穴喰地区では、保護者が「避けるべき」の意向が強くなっています。

		海南			海部			穴喰		
		全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上
1	再編・統合はやむを得ない(すべきを含む)	63.0	65.9	56.0	53.5	52.4	56.5	34.2	31.2	43.3
2	できるだけ再編・統合は避けるべき	26.2	23.2	34.1	31.4	33.3	26.1	56.1	59.1	46.7
3	わからない	10.5	10.4	9.9	15.1	14.3	17.4	8.9	9.7	6.7

◎中学校の再編・統合について

中学校の再編・統合については、すべての地区の意向は「やむを得ない」が多くなっていますが、穴喰地区の保護者は「やむを得ない」と「避けるべき」に意向が分かれています。

		海南			海部			穴喰		
		全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上
1	再編・統合はやむを得ない(すべきを含む)	63.9	68.2	55.0	57.0	55.6	60.9	49.6	47.3	56.7
2	できるだけ再編・統合は避けるべき	25.3	22.3	33.0	27.9	28.6	26.1	39.8	40.9	36.7
3	わからない	10.2	9.5	11.0	15.1	15.9	13.0	10.6	11.8	6.7

◎学校の適正規模・適正配置について

『小・中学校のすべての学級でクラス替えができる規模にする』という考えについては、海南地区では「そう思う」、海部地区では「そう思う」と「そう思わない」が同じ割合となっています。穴喰地区では「そう思わない」が多くなっています。

		海南			海部			穴喰		
		全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上
1	そう思う・ややそう思う	44.6	42.7	49.5	40.7	36.5	52.2	29.3	26.9	36.7
2	どちらでもない	27.9	31.3	20.9	17.4	20.6	8.7	23.6	23.7	23.3
3	ややそう思わない・そう思わない	26.9	26.1	28.6	40.7	41.3	39.1	46.3	49.5	36.7

◎町内の学校体制について（小学校1校・中学校1校体制）

「小学校1校・中学校1校体制」については、海南地区の保護者の意向「そう思う」となっていますが、地域住民は、「そう思う」と「そう思わない」に意向が分かれています。

海部地区の保護者の意向「そう思わない」となっていますが、地域住民は、「そう思う」と「そう思わない」に意向が分かれています。

穴喰地区の意向は、「そう思わない」となっています。

		海南			海部			穴喰		
		全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上
1	そう思う・ややそう思う	42.6	45.5	37.4	26.8	20.6	43.5	26.8	23.7	36.7
2	どちらでもない	22.6	22.3	23.1	19.8	22.2	13.0	15.5	18.3	6.7
3	ややそう思わない・そう思わない	33.8	31.8	38.5	52.3	55.6	43.5	57.7	58.1	56.7

◎町内の学校体制について（小学校2校・中学校2校体制）

「小学校2校・中学校2校体制」については、すべての地区で「そう思う」となっています。

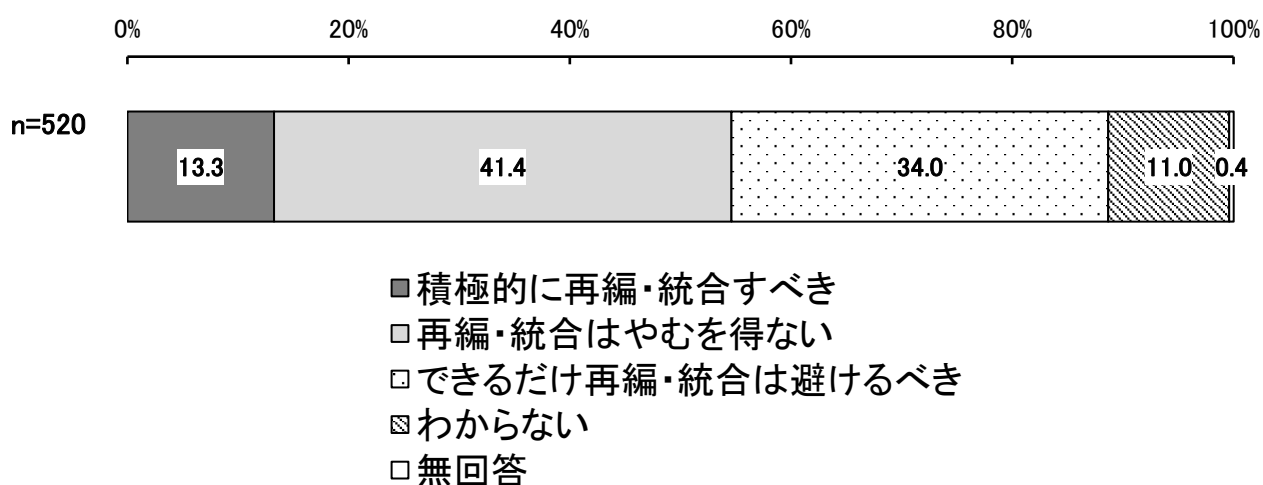
		海南			海部			穴喰		
		全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上	全体	40代以下	50代以上
1	そう思う・ややそう思う	51.5	47.4	61.5	59.3	58.7	60.9	55.3	53.8	60.0
2	どちらでもない	22.0	24.2	17.6	12.8	15.9	4.4	20.3	24.7	6.7
3	ややそう思わない・そう思わない	24.9	27.0	19.8	27.9	25.4	34.8	23.6	21.5	30.0

■ 再編統合について（単数集計）

問 町内の小・中学校の再編・統合について

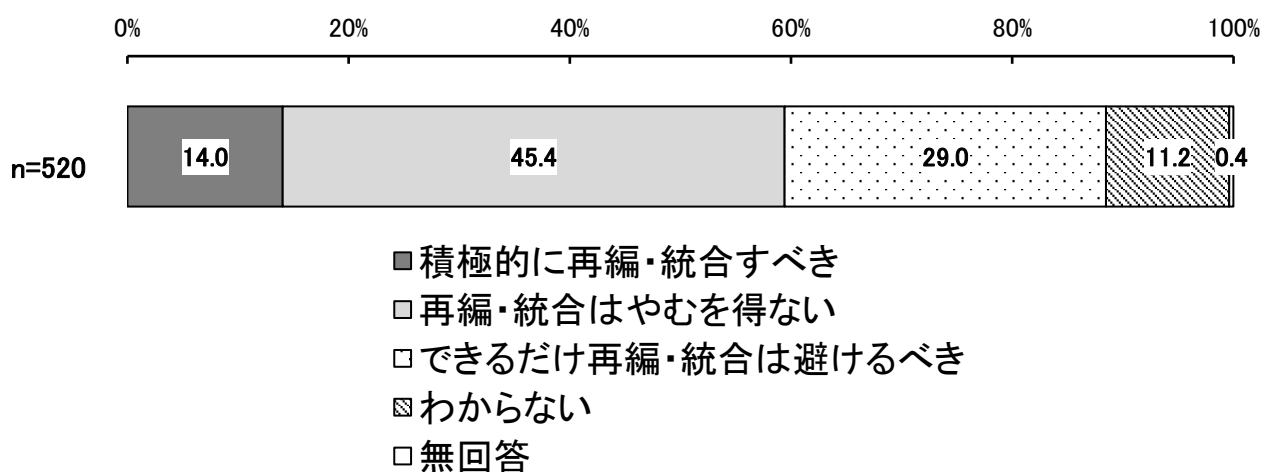
小学校

小学校の再編・統合について、上位から「再編・統合はやむを得ない」41.4%、「できるだけ再編・統合は避けるべき」34.0%、「積極的に再編・統合すべき」13.3%となっています。



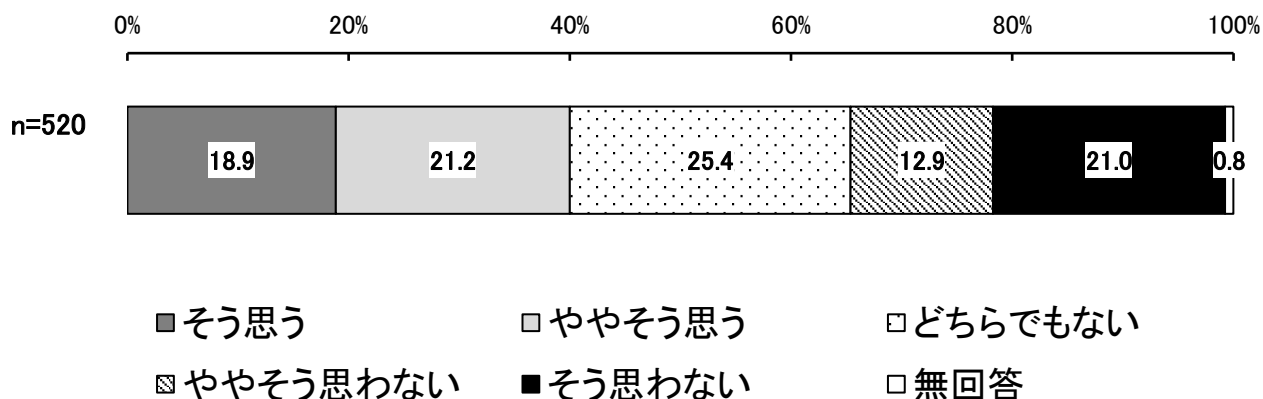
中学校

中学校の再編・統合について、上位から「再編・統合はやむを得ない」45.4%、「できるだけ再編・統合は避けるべき」29.0%、「積極的に再編・統合すべき」14.0%となっています。



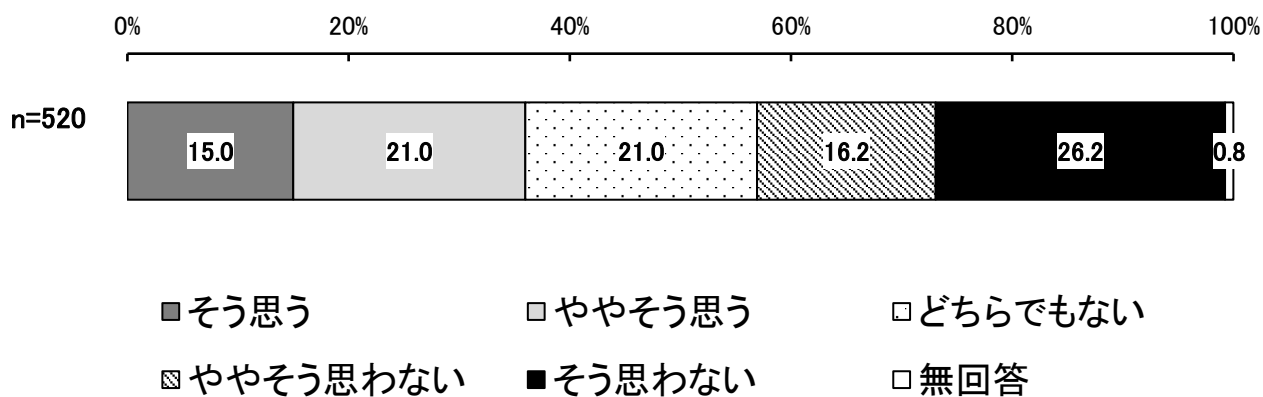
問 クラス替えができる規模にする。(1 学年 2 学級以上)

「海陽町の小・中学校統合計画」における小・中学校のすべての学級でクラス替えができる規模にするという考え方について、『賛成（「そう思う」と「ややそう思う」の合計。以下、同様。）』40.1%、『反対（「ややそう思わない」と「そう思わない」の合計。以下、同様。）』33.9%、「どちらでもない」25.4%となっています。賛成の方が反対を 6.2 ポイント上回っています。



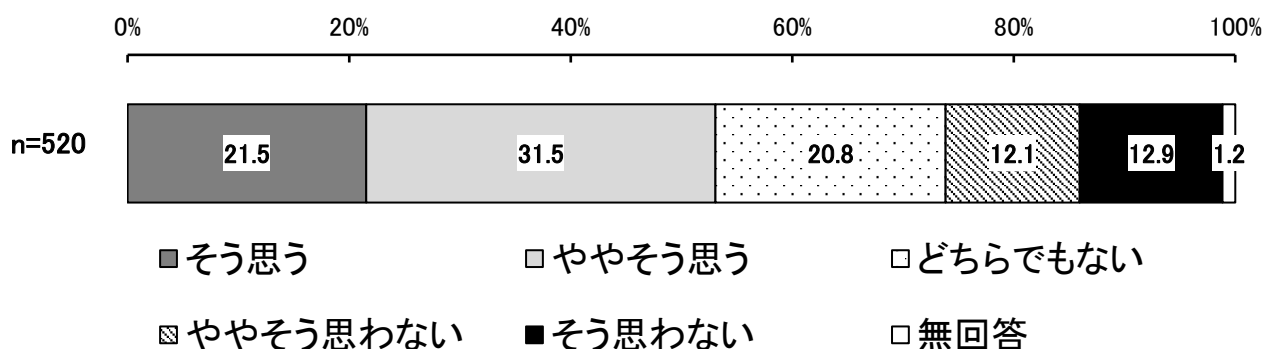
問 クラス替えができるためには、町全体で「小学校 1 校・中学校 1 校体制」とせざるを得ない。

「海陽町の小・中学校統合計画」における町全体で「小学校 1 校・中学校 1 校体制」とせざるを得ないという考え方について、『賛成』36.0%、『反対』42.4%、「どちらでもない」21.0%となっています。反対の方が賛成を 6.4 ポイント上回っています。



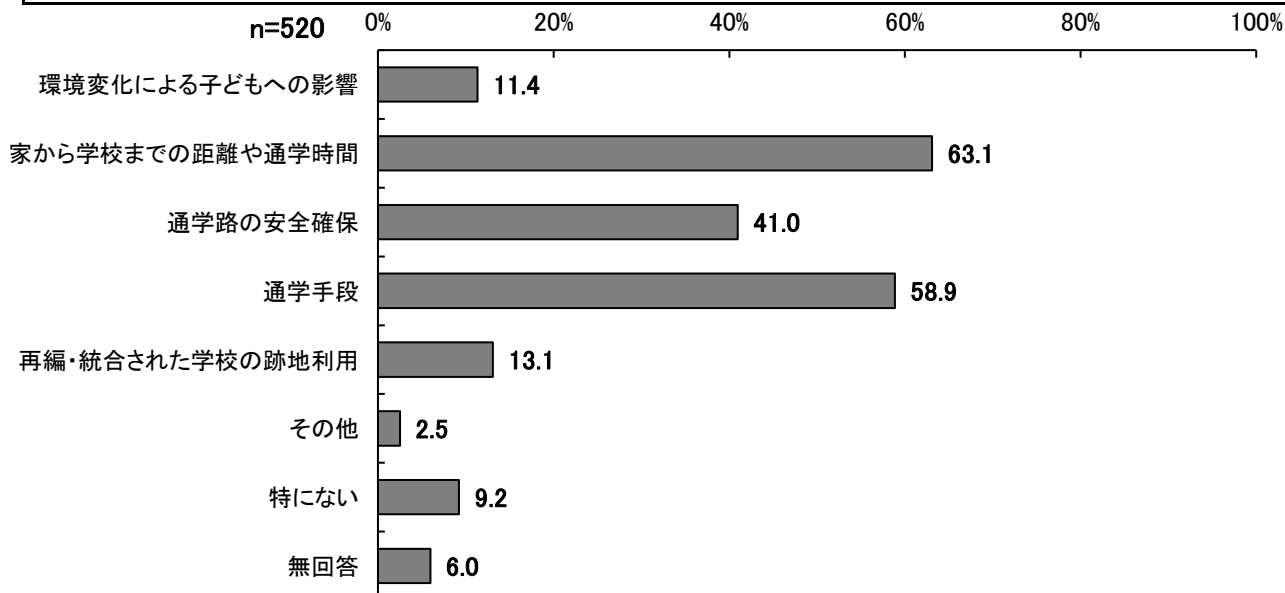
問 「小学校 1 校・中学校 1 校体制」は厳しいため、町全体で「小学校 2 校・中学校 2 校体制」をめざすことが妥当といえる。

「海陽町の小・中学校統合計画」における町全体で「小学校 2 校・中学校 2 校体制」をめざすことが妥当といえるという考え方について、『賛成』53.0%、『反対』25.0%、「どちらでもない」20.8%となっています。賛成の方が反対を 28.0 ポイント上回っています。



問 小・中学校が再編・統合される場合、心配なこと（○は 3 つまで）

仮に小・中学校が再編・統合される場合に心配なことについて、上位から「家から学校までの距離や通学時間」63.1%、「通学手段」58.9%、「通学路の安全確保」41.0%となっています。



問 町の小・中学校のあり方や再編・統合に関するご意見 ※抜粋（自由記述）

【再編統合に関すること】

- ・多くの子どもがスクールバスで通うなどといったことがないよう再編・統合時には子どもの人数が多い地域に統合すべき。
- ・再編、統合に関しては児童の数に応じて一番効率的な運営を行うのが良い。
- ・小学校と中学校の統合は別問題である。小学校のうちは小集団で、手厚い教育をし、基礎がためをしてほしい。中学校では、再編、統合は仕方ないかと考える。
- ・1学年に人数少なくても2クラス制にして欲しい。
- ・小中は必ずいじめがあります。逃げ道を作ってあげてほしい。町で一つの学校なら逃げ道がなく、町外に出るしかない。
- ・今後来るであろう地震や津波に対して、どの場所に学校がくるのかを検討して欲しい。
- ・小学校2校、中学校1校が望ましいと思います。
- ・複式学級が何年も続いているならば統合すべき。

【小規模校に関すること】

- ・体育の時にチーム対戦ができない
- ・クラス替えがない。
- ・子どもたちの交友関係を広げるため、リーダーシップを取れる子が偏らないようにする
- ・部活動や行事にもマイナス面が多い。
- ・少人数だからこそ出来る事をやってほしい。

【学校が地域から無くなること】

- ・地域に学校があることで町に人の流れが生まれ、活性化につながる。

【スクールバスに関すること】

- ・遠方の子どもたちの通学にはタクシーを利用する方法もある。

【通学に関すること】

- ・家から自転車で、学校まで遠い人の安全確保をしてほしいです。
- ・安全面に配慮した移動手段は必須
- ・再編、統合した場合、保護者が送迎せずに済む方法を考えて欲しい。

【その他】

- ・小学校低学年の子どもたちが放課後安心して過ごせる環境を整えてほしい。

(2) 適正配置・適正規模基準

■ 学級数の考え方（国の基準）

	必要な規模	望ましい規模
小学校	1 学年 1 学級以上（6 学級以上）	1 学年 2 ～ 3 学級数 1 2 学級以上 1 8 学級以下
中学校	1 学年 2 学級以上（6 学級以上）	1 学年 4 ～ 6 学級数 1 2 学級以上 1 8 学級以下

■ 学級編成基準人数（国と県の基準、令和 3 年 4 月 1 日現在）

単位：人

		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	特別支援学級
小学校	国	35	35	40 (R4)35	40 (R5)35	40 (R6)35	40 (R7)35	8
	県	35	35	35	35	35	35	8
中学校	国	40	40	40				8
	県	35	35	35				8

※複式学級：小学校は 2 の学年合わせて 16 人（1 年生を含む場合は 8 人以下）
中学校は 2 の学年合わせて 8 人

■ 教員の配置の考え方（国の基準）

□小学校

単位：人

学級数	校長	教頭	教 諭				教員 計	養護 教諭	事務 職員	合計
			学級 担任	担任外	生徒 指導	小計				
3 学級	1	—	3	0.75	—	3.75	4.75	1	0.75	6.50
6 学級	1	0.75	6	1	—	7	8.75	1	1	10.75
12 学級	1	1	12	1.5	—	13.5	15.50	1	1	17.50

□中学校

単位：人

学級数	校長	教頭	教 諭			教員 計	養護 教諭	事務 職員	合計
			教科担任	生徒指導	小計				
3 学級	1	0.5	7.5	—	7.5	9.00	1	0.75	10.75
6 学級	1	1	9.5	—	9.5	11.50	1	1	13.50
9 学級	1	1	14.5	—	14.5	16.50	1	1	18.50

※小学校・中学校ともに、他に教諭の少人数指導等の定数、養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数がある。生徒指導教諭は、小学校では 30 学級以上で 0.5 人、中学校では 18 学級以上で 1 人、30 学級以上で 1.5 人配置される。

■ 通学圏の考え方（国の基準）

	通学距離	通学時間
小学校	おおむね 4 km 以内	おおむね 1 時間以内
中学校	おおむね 6 km 以内	

※上記を目安として市町村が判断

■ （参考資料）通学距離・スクールバス運行距離等平面図



(3) 注釈

- ・ チェーンスクール方式 (P9)

徳島モデルの小中一貫教育として、複数の小学校と中学校が連携して取り組む分散型小中一貫教育（チェーンスクール）のこと。同一敷地内に併設されている保育所や社会教育施設と連携して取り組む一体型小中一貫教育（パッケージスクール）がある。

- ・ 地域総合型スポーツクラブ (P9)

総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

現在、海陽町内で1か所総合型地域スポーツクラブが活動をしています。

- ・ コミュニティ・スクール (P10)

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

法律（地教行法第47条の5）に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる

の3つがあります。

- ・ 複式学級 (P12)

複式学級とは、2つ以上の学年で構成される学級のことです。異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が先生から直接指導を受けている間、もう一方の学年は課題学習等を行っています。

